

資格登録更新研修 受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「甲」という）が実施する資格登録更新研修（以下「更新研修」という）に適用される条件を定めたものです。更新研修を受講しようとする者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとします。

第1条 受講契約の成立

乙が甲に対して受講申込書を提出した時点で乙は本約款に同意したものとします。受講契約は、乙が受講料を支払ったことを甲が確認した後、甲が乙に対して乙の受講を承諾した旨の書面又は電子メールが乙に到達したときに成立するものとします。

第2条 講習の実施、中止及び振替

1. 甲は、受講案内に記載の期間内に更新研修を実施します。
2. 自然災害などやむを得ない事情により甲が更新研修を中止した場合において、他の研修への振替等の代替措置は講じません。この場合、甲は、乙に対して支払い済みの受講料から事務取扱手数料 2,000 円（消費税を含む）を控除した金額を乙が指定する口座に振り込む方法により返還します。振込手数料は甲の負担とします。甲は更新研修の中止により乙が被つたいかなる損害についても責任を負いません。

第3条 受講契約の解除

1. 乙は、受講契約を解除する場合には、甲に対して書面又はメールをもって行うものとし、受講契約は当該書面又はメールが甲に到達したときに解除されるものとします。
2. 乙が受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
 - ①受講申込後、受講費支払い前までの解除申し出については、当該書面又はメールが甲に到達したときに解除されるものとします。
 - ②受講費支払い以降の申し出については、甲より乙に対して受講情報を記した案内の書面又はメールを送信前の場合、支払い済み受講料から更新研修開講の経費（受講料の 20%相当分）及び事務取扱手数料 2,000 円（消費税を含む）を控除した金額を乙が指定する口座に振り込む方法により返還します。振込手数料は甲の負担とします。
 - ③甲より乙に対して受講情報を記した案内の書面又はメールの送信以降の申し出については、理由のいかんに問わらず、受講料は返還しません。
3. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに受講契約を解除することができます。この場合、受講料は返還しません。
 - ①乙が犯罪行為、反社会的行為又は著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
 - ②乙が受講中に講師、演習講師等の指示に従わず、又は更新研修の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。